

## 函館市地域公共交通協議会規約の改正について

### (1) 改正箇所

- ・第6条（役員）
- ・附則（改正日の追記）

### (2) 改正内容

#### ア 副会長の増員について

当協議会の役員について、規約第6条により、副会長は1名を置き、会長の補佐等を行うこととされているが、所属組織における異動等により、副会長が不在となる期間が生じる可能性があるほか、仮に副会長が会長代理を務めた場合に、副会長が不在となることから、副会長を2名へ変更する。

また、変更後に会長が不在となった際は、副会長のうち1名が職務を代理することとなるが、代理する者は会長があらかじめ指定するものとする。

#### イ 役員有空席期間の対応について

当協議会の委員任期は、規約第5条により2年とされ、役員については、規約第6条に基づき、委員改選後に互選等により定めるものとされている。これにより、改選後の役員については、改選後の協議会における議決まで空席となってしまうことから、役員である委員が改選後も引き続き委員を務める場合、役員選任までの間については、当該委員がその職務を行っていたが、これを明文化するものである。

### (3) 改正時期

次回総会時の議決をもって改正する。